

被 爆 者 手 当 額 一 覧

(令和2年4月1日現在)

原爆被爆者に対する援護に関する法律に基づく手当について、令和2年4月以降における各種手当の額は以下のとおりです。

各種手当は令和2年4月以降の支給に係るもの、介護手当は令和2年4月以後に受けた介護に係るものから適用となります。

(単位：円／月 (葬祭料は円))

手当の種類		令和2年4月1日 以降の額	(参考) 令和2年3月31日 以前の額
医療特別手当		142,170	141,360
特別手当		52,500	52,200
原子爆弾小頭症手当		48,930	48,650
健康管理手当		34,970	34,770
保健手当	身障手帳1級から3級 程度の身体障害のある 人または70歳以上の身 寄りのない単身生活者	34,970	34,770
	上記以外の人	17,540	17,440
家族介護手当		22,320	22,190
介護手当	重度障害を有する人	上限 105,560 下限 22,320	上限 105,460 下限 22,190
	中度障害を有する人	上限 70,360	上限 70,300
葬祭料		209,000	(令和元年10月以降) 209,000